

贈与税非課税制度の利用が大幅に拡大

高齢者から子・孫世代への金融資産の移転を促し、現役世代の消費活動を活性化する目的で、平成27年から教育資金や結婚資金の一括贈与の非課税制度が拡充・創設された。この度、これらの非課税制度の活用状況が国税庁および信託協会から公表された。



中田 和重
公認会計士・税理士
中田公認会計士事務所 所長

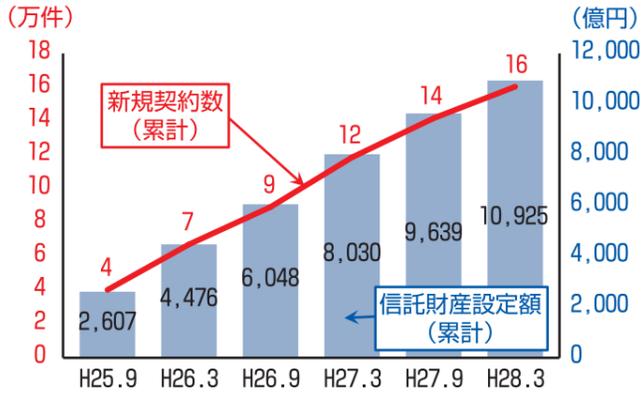
【Q1】 暦年贈与の増加と特例贈与の割合は？

原則として1年間で110万円を超えて贈与を受けた場合には、受贈者は税務署に贈与税の申告をする必要があります。

暦年贈与の申告者の数は図表1のように、平成27年は27万3000人を底に毎年増加を続け、平成27年は48万9000人にのびりました。

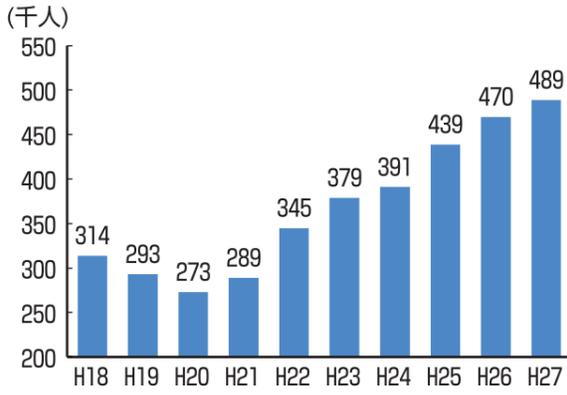
平成27年から20歳以上の贈与に対して特例財産贈与が創設されて贈与税率の引下げが行われましたが、この制度の利用者は23万8000人で全体の48・6%を占めています。

■図表1 教育資金贈与信託の受託状況



(出典：一般社団法人信託協会)

■図表2 暦年課税の申告人員数推移



(出典：国税庁)

■図表3 祖父母・父母から子・孫への贈与の種類と利用実績

| 項目 | ①暦年贈与 | ②相続時精算課税 | ③教育資金贈与 | ④結婚・子育て資金贈与 | ⑤住宅取得等資金贈与 |
|--------------|--|---|---|--|--|
| 贈与者 (祖父母・父母) | 祖父母・父母 (直系尊属) | 同左 (60歳以上) | 祖父母・父母 (直系尊属) | | |
| 受贈者 (子・孫) | 特例財産贈与：20歳以上 (一般財産贈与：制限なし) | 20歳以上 | 0歳以上30歳未満 | 20歳以上50歳未満 | 20歳以上 |
| 資金使途 | 制限なし | 制限なし | 入学金・授業料・塾等 | 結婚・出産・育児資金 | 居住用住宅 (中古も含む) の取得等及び増改築 |
| 改正 (適用) 時期 | H27.1.1以降 | H27.1.1以降 | H25.4.1~H31.3.31 | H27.4.1~H31.3.31 | H27.1.1~H31.6.30 |
| 主な改正の内容 | 特例財産贈与の新設等 (基礎控除後300万円超 3,000万円以下の贈与税率の引下げ) | ・贈与者の年齢引下げ ・受贈者に孫を追加 | ・留学渡航費・定期代も対象 ・少額な領収書の提出省略 | ・挙式費用、新居の住居費 ・不妊治療費、出産費用 ・子のベビーシッター費用 | ・期限の延長 ・非課税枠の拡充 |
| 非課税の範囲 | 110万円まで非課税 (110万円超は税率10%~55%) | 2,500万円まで非課税 (2,500万円超は税率20%) | 1,500万円まで非課税 (塾・おけいこ事等は500万円まで) | 1,000万円まで非課税 (結婚資金は300万円まで) | 平成28年1,200万円*1 (一般住宅700万円) |
| 贈与者の死亡時 | 相続税課税なし (相続人に対する3年以内の贈与は相続財産に加算) | 相続税課税 (支払済の贈与税相当額を相続税から控除) | 相続税課税なし | 相続税課税 (孫への贈与も2割加算対象外) | 相続税課税なし |
| 制度の利用実績 | 平成27年 受贈者数 約48万9,000人 申告納税額 約2,161億円 (1人当たり44万円) | 平成27年 受贈者数 約4万9,000人 申告納税額 約241億円 (1人当たり49万円) | H25.4.1~H28.3.31 (3年間) 受贈者数 約16万人 贈与額 約1兆1,000億円 (1人当たり682万円) | H27.4.1~H28.3.31 (1年間) 受贈者数 約4,500人 贈与額 100億円 (1人当たり223万円) | 平成27年 受贈者数 約6万6,000人 贈与額 約6,508億円 (1人当たり986万円) |

*1 省エネルギー性の高い住宅または耐震性の高い住宅の場合 (平成26年1,000万円、平成27年1,500万円)

【Q2】 教育資金贈与と利用状況は？
教育資金贈与の非課税制度では、金融機関に作った専用口座にあらかじめお金を預ければ、孫や子1人につき1500万円までは贈与税がかかりません。また、相続時精算課税制度は4万9000人が利用しましたが、ここ数年は毎年5万人程度で推移しています (図表3①、②)。

【Q3】 結婚・子育て資金贈与と利用状況は？
結婚・子育て資金の非課税制度も、金融機関に作った専用口座にあらかじめお金を預ければ、孫や子1人につき1000万円までは贈与税がかかりません。信託協会によると制度が導入されて1年間の利用者数は約4500人で、契約額は100億円に達しました (図表3④)。

【Q4】 住宅取得等資金の贈与と利用状況は？
住宅取得資金の贈与を受けて申告した人は、平成27年は6万6000人で前年に比べて2・1%しか増加していませんが、贈与の額は前年度より約1500億円も増加し6508億円 (30%増) となりました (図表3⑤)。

その要因は、平成27年は非課税の枠が1500万円まで平成26年より500万円増加したことによると推定されます。平成28年は非課税の枠が1200万円に減少しますから、贈与の額も減少が見込まれます。

消費税率10%への引上げの影響を緩和し需要を平準化するために、非課税枠が最高3000万円まで増額される予定でしたが、増税が延期されましたので今後の動向については今のところ白紙の状況です。

* 年齢等の条件が合えば、例えば教育資金贈与と住宅資金贈与などの複数の非課税制度を適用することも可能です。必要に応じて相続対策としての活用をぜひご検討ください。

暦年贈与が増加した要因は、平成27年から相続税の基礎控除が40%も縮減され、相続税の課税対象者が大幅に増える見込みであることが影響を与えていると推定されます。

また、相続時精算課税制度は4万9000人が利用しましたが、ここ数年は毎年5万人程度で推移しています (図表3①、②)。

【Q2】 教育資金贈与と利用状況は？
教育資金贈与の非課税制度では、金融機関に作った専用口座にあらかじめお金を預ければ、孫や子1人につき1500万円までは贈与税が

かかりません。また贈与者が死亡しても相続税は課税されませんので相続対策としても有効です (図表3③)。

信託協会によると平成25年4月から平成28年3月までの3年間の教育資金贈与の累計の契約数は約16万件、契約額は約1兆1000億円となり、図表2のとおり増加し続けています。1人当たりの平均贈与額は682万円となっています。

【Q3】 結婚・子育て資金贈与と利用状況は？
結婚・子育て資金の非課税制度も、金融機関に作った専用口座にあらかじめお金を預ければ、孫や子1人につき1000万円までは贈与税がかかりません。信託協会によると制度が導入されて1年間の利用者数は約4500人で、契約額は100億円に達しました (図表3④)。

教育資金贈与が1年目で利用者数6・7万人、贈与額が4400億円であったのと比べて伸び悩んでいる要因は、贈与者が死亡すると未使用の残高が相続財産に加算されることが影響していると考えられます。

【Q4】 住宅取得等資金の贈与と利用状況は？
住宅取得資金の贈与を受けて申告した人は、平成27年は6万6000人で前年に比べて2・1%しか増加していませんが、贈与の額は前年度より約1500億円も増加し6508億円 (30%増) となりました (図表3⑤)。

その要因は、平成27年は非課税の枠が1500万円まで平成26年より500万円増加したことによると推定されます。平成28年は非課税の枠が1200万円に減少しますから、贈与の額も減少が見込まれます。

消費税率10%への引上げの影響を緩和し需要を平準化するために、非課税枠が最高3000万円まで増額される予定でしたが、増税が延期されましたので今後の動向については今のところ白紙の状況です。

* 年齢等の条件が合えば、例えば教育資金贈与と住宅資金贈与などの複数の非課税制度を適用することも可能です。必要に応じて相続対策としての活用をぜひご検討ください。